

平成27年 1 月 9 日
(2015 年)

金沢市長

山 野 之 義 様

金沢市児童クラブ協議会

会 長 吉 田 昭 生

要 望 書

日頃より児童クラブの運営に対し、多大なる御支援と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

金沢市におかれましては、本年度、私ども児童クラブに対して、消費税率の改定に伴い委託料を増額していただき、感謝申し上げます。

さて、児童クラブの事業を実施するための施設整備や指導員配置については、金沢市独自に御支援をいただいているところでありますが、各児童クラブとも財政基盤が乏しく、近年の需要や要望には追いついていない状況です。

児童クラブの設備・運営基準に関しては、本年度中に条例が制定されることになっておりますが、国の基準省令では、建物に児童1人当たりおおむね1.65㎡の面積確保や、子どもの支援の単位を40人とし、複数の指導員を置くことなど、児童クラブ環境の充実が求められております。

つきましては、私どもも子どもたちのため、さらに努力する所存でございますが、児童クラブの運営につきまして、新制度の円滑な施行に合わせて、次のとおり要望いたしますので、何卒市当局の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

○ 平成27年度予算措置にかかる要望

1 指導員の処遇改善について

児童クラブを取り巻く環境の変化に伴い、対応困難事例の増加、発達障害児への対応等指導員の業務には高い専門性と経験が求められますが、給与等の処遇を十分に行えていないことから、指導員の早期離職が課題となっております。指導員と子どもたちとの信頼関係の構築や資質向上を図るためにも、指導員の処遇改善について、特段の御配慮をお願いいたします。

2 施設移転経費及び施設整備費に対する補助について

児童クラブの設備及び運営に関する基準条例の制定に伴い、児童1人当たりの面積基準、適正な集団規模など新しい基準に対応しなければなりません。しかし、現在、多くの児童クラブが基準を満たすことが困難な状況であることから、基準の適合を早期に実現するため、施設移転にかかる経費補助及び施設整備費補助について、特段の御支援をお願いいたします。

3 指導員配置基準及び委託料交付基準の改善について

国の基準省令では、従うべき基準として、指導員の複数配置や資格要件が定められておりますが、指導員の配置にかかる経費については、その大半を金沢市からの委託料で賄っているのが現状であります。つきましては、児童に対する支援の要である指導員の複数配置に対応するため、指導員の配置基準及び委託料交付基準について改善をお願いいたします。

4 開所時間延長に対する支援について

現在、保育所を利用する共働き家庭等において、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所を確保しなければならないという全国的な課題に直面しています。いわゆる「小1の壁」解消を図るため、開所時間の延長を実施する児童クラブに対し、格別な御支援をお願いいたします。